

第23回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第23回定例会 平成31年2月28日

開会 13時30分 閉会 16時21分

出席委員 (23名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

議事録署名委員 15 小林健治 16 青木二巳

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤 友一郎	
	事務局	笠井 昌鷹	
事務局	田中 章子		

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 本庁舎2階 全員協議会室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第23回農業委員会定例総会を開催します。本日は全員出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。暖冬の影響でしょうか。今朝は雪かと思いましたが、雨になりました。最近暖かかったので、寒く感じる一日になりました。

今日の信濃毎日新聞に、「東御市、太陽光発電で指針」という記事が載っていました。事業者や市民向けに近くガイドラインを公布する予定のようです。農業委員会にとっても今まで扱ってきた問題ですので、これからの審議にとって喜ばしい事と期待しています。太陽光発電に関しては、農業委員会も今まで審議してきたので、例えば太陽光発電事業が終了した後、一体誰が責任を取るのか、費用はどうするのかといった問題も今後出て来ると思います。そういった事がガイドラインに盛り込まれるのかわかりません。できれば素案あたりで話を聞かせてもらい、委員会としても話に入れてもらいたいと思います。いずれにしろ、こういった事が審議に影響し、スムーズな進行になるのではないかと期待しています。今日も太陽光発電の議案がありますが、慎重審議をお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、15番の小林健治委員と16番の青木委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

では議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇です。場所は〇〇の北にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は昨年、相続で当該農地を父親から譲り受けました。しかし、県外に居住しており耕作できない状況です。今回、〇〇にお住いの譲渡人のお母さんから譲受人にお話があり、譲受人は農業規模の拡大をするという事で、譲り受けるものです。野菜を作付する予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は県道御牧原大日向線沿いの〇〇の北にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。お二人は兄弟です。地図に表記がありますが、申請地の周囲には譲受人が所有し耕作している田がすでにあります。今回集約して耕作していくという事も踏まえ、問題ないと判断しました。

次に番号3、〇〇です。場所は〇〇の北にある農地です。譲受人は〇〇で酒類の販売、酒類の原料、果実、野菜等を栽培する事業を行っている会社です。譲受人はすでに利用権により申請地を借りて西洋野菜やハーブ、

花を栽培しています。このたび、譲渡人は申請地を売りたいという事で所有権移転するものです。譲受人の所在地からも近く、問題ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇です。場所は〇〇の北東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の会社です。地図に表記しましたが、現在申請地の周囲の農地は譲受人が利用権により借りていて、ワイン用ブドウを栽培しています。集約して栽培していくという事も踏まえ、問題ないと判断しました。

続いて番号5、〇〇外〇筆です。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模拡大のため譲り受けるものです。地番〇〇については、現在利用権により借りて耕作をしています。地番〇〇の田は稲作を、地番〇〇の畑は野菜栽培をする予定です。地図にも表記していますが、自宅から徒歩〇〇分と近いため、問題ないと判断しました。なお、第4号議案の利用権設定において、譲受人は別の農地を借りるという案件があります。

続いて番号6、〇〇外〇筆です。場所は国道18号線、〇〇北西にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。先月譲受人はこの農地の近隣農地を農地法3条により所有権移転しております。〇〇年ほど前に住宅団地分譲をした際に、土地を交換する約束をして耕作していましたが、当時の分譲業者が所有権移転の登記手続きをしていなかったため、登記簿上はまだ以前の所有者のままになっていました。この度、確認をしていく中で判明したため、所有権移転するものです。すでに耕作しているため、問題ないと判断しました。

番号7については、営農型の案件です。農地法5条の申請と併せて後ほど説明します。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

地図の1ページをご覧ください。場所は、〇〇から〇〇方面へ行くと、左側に〇〇という民宿があります。温泉のすぐ近くです。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は隣接する田を耕作していました。申請地では以前から借りて野菜を作っていました。そこを譲り受けるものです。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。地図の2ページをご覧ください。場所は、〇〇の〇〇から約〇キロメートルほど〇〇に上り、〇〇の〇〇と〇〇、それと〇〇がある場所を、左へ〇〇メートルほど行くと、〇〇という〇〇があります。そこを左に〇〇メートルほど行った所が申請地です。譲受人と譲渡人は兄弟です。申請地は譲受人の〇〇さんの農地の中にあり、〇〇年ほど前から〇〇さんが自分の農地と一緒に耕作していたので、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

お願いします。地図の3ページをご覧ください。場所は、菅平旧有料道路の〇〇から〇〇キロメートルほど上った所です。〇〇の敷地内にある農地です。譲渡人の〇〇さんが高齢な事もあり、以前から〇〇で使っていた土地を買ってもらいたいという話がありました。今回、話がまとまり購入に至りました。現状はそのままなので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、同じく小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員 はい。場所はただ今の番号3の案件の農地に行く角にあります。譲受人の〇〇さんはワイン作りに興味を持ち、申請地の隣地を借りて申請地と一体でワイン用ブドウを栽培しています。このたび売買が成立し、申請に至りました。〇〇さんはワイン作りに非常に熱心で、発信力もある方だと思います。〇〇に委託してワイン醸造していることもあり、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

 特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。

 続きまして番号5の案件について、同じく小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員 お願いします。場所は菅平旧有料道路の〇〇を、〇〇メートルほど上った集落の中にある、田と畑の案件です。譲受人の〇〇さんは、〇〇の〇〇です。定年後農業をしたいという事で、譲渡人である以前近所にお住まいだった〇〇さんから農地を譲ってもらう事になりました。譲渡人の〇〇さんは、〇〇から通って草刈りなどしていたのですが、なかなか手が行き届かず、今回の申し出を受ける事にしました。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

 特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。

 続きまして番号6の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。地図の5ページをご覧ください。この案件は先月、申請地に隣接している田を、今回の譲受人である〇〇さんに3条で、5条で〇〇さんに売買した案件の隣地です。その売買の時に発覚した事案です。〇〇年ほど前に不動産業者が事業を行う時に、取付道路を造成するために、〇〇さんの田の一部を代替地として交換をしました。代替した〇〇さんの

土地が自分の土地になっていると思い耕作していましたが、今回まだ名義が〇〇さんのままになっている事が分かり、今回の申請となりました。お二人の間では以前に話が着いている事なので、無償での取り引きになりました。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。計画変更1と番号1です。〇〇外〇筆です。場所は国道18号線〇〇の北東にある農地です。太陽光発電設備及び物置設置の申請です。申請人は平成〇〇年に共同住宅建築の目的で農地転用しましたが、その後建設業者と最終確認をしていたところ、想定していた収益を得られない事がわかり、事業を行わないまま今日に至りました。申請人は別の場所で太陽光発電事業をしており、この農地でも同事業をする事にしました。第2種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1並びに番号1の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。場所は国道18号線の〇〇から北東へ約〇〇メートル入った所です。平成〇〇年に共同住宅用地として4条の転用許可を受けましたが、契約時に内容に疑問が生じ、事前に周辺の住民に許可を得ていたのですが、環境の変化について不安の声が聞こえてきたという事で、共同住宅の建設は断念しました。公図をご覧ください。申請地の真ん中辺に任意分割線があります。ここは石垣になっています。その南側に太陽光発電施設を設置し、北側にはすでにわら置き場などの農業用施設が建っていますが、そこはそのまま残し、新たに農業用の物置やハゼ棒の置き場として利用したいとの事です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1並びに番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

 事務局をお願いします。任意分割線について説明してください。

事務局 今回は1つの筆の中で、太陽光発電敷地と物置の敷地と、異なる用途で使用するため、任意分割線を引いたものと思います。これは登記簿上には載りません。例えば、一つの筆の中に2棟の建物が建てられている場合、任意分割線を引いて、それぞれの土地に1棟ずつの建物を建てるという方法があるようです。分筆とは違います。

渡辺委員 たとえば申請地の北側と南側にそれぞれ1棟ずつ建設する場合は、任意分割線を引かなければいけないという事ですか。

事務局 所有権移転を伴う農地転用の場合は分筆しなければいけませんが、今回はご自身の土地での事なので、物置を建てるとあたり任意分割線を設定したものと思います。

議長 ほかにございますか。

 (小山肇治委員挙手)

 小山委員どうぞ。

小山委員 太陽光発電敷地と物置の敷地では課税が違ってきませんか。

事務局長 今回の任意分割線は本人が自主的に行った事です。この任意分割線で分けて課税するかは税務課の判断になると思います。

事務次長 この件を整理すると、以前4条転用許可を受けた農地を、計画変更するという事です。現実には建物ができない限り登記上の地目は変わりません。しかし、転用許可が出ているので、税務課では宅地並みの課税になっています。今回はそれに対して目的を変えるという事です。前回、1筆に共同住宅という1つの目的だったものが、今回は物置と太陽光発電施設という2つの目的になりました。以前の許可の面積を増減させる申請ではありません。まったく同じ面積を2つの用途で申請し直したものです。現場を確認すると、任意分割線の所は段差になっています。恐らく建築確認のため、分けておいた方が良いでしょうと、行政書士が判断したのではないかと思います。課税については税務課が現地調査し、判断するものと思います。

議長

ありがとうございました。ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1並びに番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

まず番号1、〇〇です。場所は〇〇の農地です。農振除外の案件です。住宅建築の申請です。譲受人は〇〇で借家住まいの方、譲渡人は〇〇にお住まいの方です。居住地は異なりますが、譲受人と譲渡人は夫婦です。住宅を新築したいとの事です。第1種農地ですが、近隣に住宅があり集落に接続しているという事で、転用はやむをえないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は〇〇の南西にある農地です。事務所駐車場の申請です。譲受人は〇〇の事業者、譲渡人は〇〇の方です。公図をご覧ください。地番〇〇の宅地へ事務所を建築するにあたり、駐車場として使用するために転用するものです。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。場所は〇〇の住宅地にある農地です。追認の案件です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は平成〇〇年に自宅の一部で設備業を始めた際に、事業用自動車が増えた事で、自家用車を申請地に駐車して利用してきました。この度譲渡人が相続により取得したため、この機会に転用するものです。第1種農地ですが、近隣に住宅があり、集落に接続しているという事で、転用はやむをえないと判断しました。

続いて番号4です。これは営農型太陽光発電敷地の申請です。〇〇外〇筆です。別刷りの資料をご覧ください。まず5条申請の概要です。1ページから3ページが申請の概要です。4ページが案内図、5ページが太陽光パネルのレイアウト図、6ページが配置図、7ページが立面図等、8ページが作付配置図、9ページが光飽和点についての資料、10ページから14ページが営農計画書、15ページが農作物栽培計画です。2つ目の別刷り資料に関しては、1ページが雨水排水図、2ページから3ページが農作物の販売計画、4ページから5ページがパネル下作物の収支予定表、6ページが有識者からの意見書です。

まず、転用事業の概要についてです。農地区分は農用地区域内農地です。設置する農地面積は〇筆で合計〇〇平方メートル、発電設備の下部の農地

面積が〇〇平方メートル、支柱等の転用面積は〇〇平方メートルです。土地所有者は〇〇さん、転用事業者は〇〇です。営農については土地所有者の〇〇さんが行います。栽培作物はミョウガです。地域の平均単収は10アールあたり〇〇キログラムです。これは政府統計の地域特産野菜生産状況調査により算出しています。単収の見込みについて、1年目は土壌改良と植え付けのみという事で0キログラムです。2年目は10アールあたり〇〇キログラム、3年目以降は10アールあたり〇〇キログラムです。なお、〇〇において、転用事業者の太陽光発電設備を使用したミョウガ栽培の営農型の実績があり、それを参考に今回の単収見込みを算出しています。発電設備の種類は太陽光発電です。発電出力は、パネル〇〇枚が〇区画、出力は〇〇キロワットが〇区画です。

申請事由については、現在この農地は遊休農地化しています。耐陰性の強いミョウガを栽培してもらいながら、上部空間を活用して太陽光発電を行います。営農については土地所有者が行い、太陽光発電事業についてはソーラーパネルの製造、販売、太陽光発電所の企画等を行う事業者である〇〇が行います。既に〇〇において実績があり、その生産者の栽培指導を仰ぎながら、適切かつ継続的な営農を行います。位置選定理由は、土地所有者が所有する当該申請地の隣接地の山林において、既に太陽光発電事業を行っています。また、土地所有者の自宅からも近いため、営農がしやすいという事です。

次に審査の概要です。営農の適切な継続については、〇〇において既に実績があるので、日照量が減少しても適切に営農ができるという意見書ももらっています。栽培作物の転換はありません。転用の面積については、支柱が〇〇本、引込柱は〇本を設置します。分電盤、パワーコンディショナーは架台に取り付けます。周辺農地への支障については、隣接土地所有者の同意は得られています。雨水排水については図面のとおり計画しており、市建設課の確認を受けています。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去費用の見積書及びその資金の根拠書類が添付されています。

あとは添付されている営農計画書のとおりですが、農作物の販売計画について説明します。別刷りの資料2ページから3ページをご覧ください。現在、土地所有者は〇〇で八重原米を販売しています。ミョウガについての販売量は別途打ち合わせます。販売場所についてはこのほかに、〇〇から直売所を紹介いただいています。また、〇〇の〇〇からも紹介いただいています。それぞれ〇か所以上選定して販売する計画です。また、〇〇の〇〇、〇〇においても、必要であれば販売するという計画です。

それでは農地法第3条、区分地上権の設定について説明します。農地の耕作については土地所有者が行いますが、その農地の上部では太陽光パネルを設置し事業を行うという事で、区分地上権を設定します。議案書の2

ページの番号7をご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。区分地上権については、営農に支障のない高さで支柱を立て設置するという計画で、周囲の地権者の同意も得られているため、許可条件を満たしており問題ないと判断しました。

続いて4ページの番号4をご覧ください。農地法第5条の賃貸借権設定です。支柱を立てて太陽光パネルを設置するための、支柱部分の一時転用です。3年間の一時転用で、近隣農地の農業振興に影響を及ぼすことはないという事から、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。営農型太陽光発電敷地の審議になりますが、その前に譲受人である〇〇について、もう少し説明していただきたいと思います。

事務局

〇〇については、〇〇に本店があります。ソーラーパネルの製造や販売、太陽電池の販売、保守、管理、また、太陽光発電所の企画、販売、売買をしています。コマーシャルもテレビ等で行っています。電力会社と同じように、電力の仕入れや販売をしている会社です。設立は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。資本金は約〇〇円です。職員又は従業員は〇〇名です。年間の取扱高は〇〇円です。主な取引先は〇〇、〇〇、〇〇や〇〇の電力会社です。〇〇については設立が平成〇〇年ですが、東日本大震災で甚大な被害を受けた〇〇、〇〇に赴き、複数の施設へ独立型のソーラー発電セットの無償設置を実施した事がきっかけとなり、設立した会社です。設立以来、毎年売上高を伸ばしていて、大きな可能性がある太陽光発電にいち早く着目した事から、マーケット拡大とともに成長している会社です。以上です。

議長

ただ今、会社説明をしていただきました。前後になりますが、3号議案の番号1から番号3の委員説明は後ほどにして、営農型太陽光発電の議案から審議をしたいと思います。それでは担当委員の説明に入ります。第1号議案の番号7、3号議案の番号4の案件について、渡邊幹夫委員に説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の16ページ、17ページをご覧ください。申請者は申請地の間の山林に平成〇〇年に太陽光発電施設を設置しました。今回、申請地が荒廃地という事もあり、太陽光発電施設を設置する計画を立てました。しかし、申請地は土地の所有者が何代にもさかのぼり相続手続きが困難なため、転用も難しい状態でした。今は相続も完了し、所有者は〇〇さんになっています。この方は結婚して姓が変わっていますが、元は〇〇さんという方です。本来妹さんが家を継いでいましたが亡くなり、

お姉さんの〇〇さんが後を継いだという経緯があります。土地所有者としては、荒廃農地を解消し営農をしたいという考えの中で、今回の申請になったのだと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員 冒頭で会長から、太陽光発電について市が近く指針を出すという話がありましたし、営農型太陽光発電については慎重に審議をしなければいけないのに、3月までにという期限を切られるのは、審議を尽くせないのではないのでしょうか。

(小山睦夫委員挙手)

議長 小山委員どうぞ。

小山委員 この場で結論を出すのは難しいのではないかと思います。

議長 非常に難しい問題だと思いますが、具体的に細かいところに突っ込んだ審議をしていただきたいと思います。

(清水委員挙手)

清水委員どうぞ。

清水委員 総面積が〇〇平方メートル近くの農地でミョウガを栽培するという事ですが、どのように栽培するかという事が詳しくわからないのですが。

事務局

ミョウガの栽培計画に関しては、概要の資料の15ページに「農作物の栽培計画」が載っています。1年間のスケジュールに関しては、11ページをご覧ください。(3)に「営農に必要な農作業の期間」があります。具体的な内容については、今年の4月から7月までは畑の準備という事で、〇〇が協力して、重機で耕起します。その後、8月、9月で業者が畝づくりをし、10月、11月に苗の植え付けをします。2年目からは追肥をし、収穫するという計画です。実際に営農をされる方は土地所有者の、〇〇歳代の〇〇さんと〇〇歳代のお母さんです。繁忙期には親族に手伝ってもらう計画です。12ページの(5)に「農作業に従事する者の農作業経験等の状況」があります。米〇〇反歩を〇〇年以上、ジャガイモ、ネギ等栽培

しているとあります。ミョウガについても〇〇年以上栽培歴があるという事です。以上です。

(依田代理挙手)

議長 依田代理どうぞ。

依田代理 農作業経験が米〇〇反歩、〇〇年以上とありますが、ご自身が全部やっているのですか。どこかに委託されているのではないですか。

事務局 お母さんがやっています。

(佐藤委員挙手)

議長 佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 もし3年後にきちんと営農されていなかったらどうなるのですか。

事務局 草だらけになったり荒れたりした場合は、指導が入ります。

議長 ここで審議されて議案が通ると、次に東信地区の審議会で諮られます。そこを通ると、今度は県全体の審議会で諮られます。いろいろなところで十分に審議するという事です。

事務局長 会長から説明がありましたが、この会議で決定はできません。決定は県になります。しかし、上にあげるかどうかという事があるので、この会議でのきちんとした役割を果たさなければなりません。ただ、3年後の見直しも重要になってきます。自然災害などの特別な状況でなく、耕作がきちんとされていない場合には、更新が難しいという事になります。

議長 あくまでも提出されている資料に基づいて審議をしていただきたいと思います。

(青木委員挙手)

議長 青木委員どうぞ。

青木委員 3年後にきちんと耕作していなければ、撤去になるという忠告は、事務局からご本人にするのですか。

事務局次長 運用規定が変わり、荒廃地を復旧する場合は、今までは全てが3年間の

一時転用でしたが、10年以内の一時転用という事になりました。それだけ国が荒廃地復旧に力を入れているのだと思います。しかし、この案件については、始めに一時転用期間を3年間をお願いをしました。長野県ではミョウガ栽培の実例がないという事もあり、このような条件を付けました。この件に関しては、申請者に3年間の一時転用について、承諾していただいております。

議長 ありがとうございます。以上のことを踏まえ、ご意見がございましたら出してください。

趣旨、法の規制についてもご理解いただけたと思います。これを踏まえて採決に入りたいと思います。1号議案の番号7と3号議案の番号4につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

事務局次長 通常であれば3条許可は月末に市の農業委員会が許可を出し、5条許可は月の中旬となりますが、本案件については5条許可と同日に3条許可を出す事としたいと思います。それについての改めて審議をお願いします。

議長 改めて採決を取ります。本案件について、3条許可と5条許可を同日に許可を出す事について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

それでは元に戻り、5条申請の番号1の案件について、小林勝元委員に説明をお願いします。

小林委員 お願いします。地図の10ページ、11ページをご覧ください。〇〇と道を挟んで反対側の畑が申請地です。譲渡人の〇〇さんが父親から相続した農地です。その土地の一部を夫の〇〇さんとの間で使用貸借権の契約をし、家を建てるとの事です。現地を確認しましたが、まったく問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。農振除外の案件です。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

- 小山委員 農振の除外とはどのように進められるのですか。
- 事務局 農振除外が認められるには5つの条件があります。申請地に代替性がない事など、5つの条件がクリアされ、農業振興に支障がないと認められる事が条件です。
- 小山委員 圃場整備がされている場所に住宅を建てたいといった時には、除外ができるのですか。
- 事務局 ケースバイケースですが、圃場整備をした所に関しては、8年が経過しないと除外対象になりません。8年経過しても除外できない事もあります。いきなり農振地域の真ん中を除外する事はできません。
- 議長 農振除外については、農地調整ハンドブックに不許可の例外という項目があります。それに当てはまると、農振除外の審査会で現地調査をし、やむを得ないとなると除外の許可がされます。
ほかにございますか。
特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号2の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。
- 依田委員 よろしく申し上げます。地図の12ページ、13ページをご覧ください。右上に〇〇があります。〇〇から〇〇メートルほど南に申請地があります。譲受人の〇〇が、申請地の隣地である地番〇〇の土地を、譲受人である〇〇さんから購入し、事務所を建てる事になりました。そのために駐車場の敷地が必要になり、申請地である隣接の農地も一緒に購入し、駐車場にする事にしました。畑といっても家庭菜園ほどの小さな土地です。周りも住宅になっており問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。地図の14ページ、15ページをご覧ください。中央を東西に走る道路を西に行くと、〇〇があります。〇〇からは東に〇〇メートルほどの所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは、平成〇〇年に住宅等の設備業を個人で始めました。その際、自宅の一室を事務所として使用していて、事業用の車を敷地内に置いていたのですが、車が増え駐車スペースが狭かったので、譲渡人の母親から入り口の土地を少し譲ってもらいました。しかし、手続きを怠り現在に至ってしまいました。大変申し訳なかったとおっしゃっていました。譲渡人の〇〇さんは、この土地を相続により取得しました。この件については、お母さんから経緯を聞いていたので、正式に手続きをして譲渡するとの事です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画について説明します。6ページから19ページです。始めに6ページから9ページは通常の利用権設定です。合計で105,130平方メートルです。この中で、7番から9番の借り受け人が〇〇さんは、現在の耕作面積は〇〇ですが、〇〇の研修期間を終え、新規就農でワイン用ブドウを栽培します。また、13番の〇〇さんと〇〇さんの貸借については、先ほどの3条申請と併せての提出になっています。14番から26番は、借り受け人が〇〇になっていますが、14番だけは新規の設定で、後はすべて再設定です。

続いて10ページから11ページは利用権移転です。移転を受ける〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんについては、皆さん〇〇での研修を終えて、〇〇で借りていた利用権をそのまま移譲される形で就農します。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんについては、〇〇月から新規就農となります。〇〇さんはすでにワイン用ブドウで就農されていますが、リンゴについて新たにシードルにもチャレンジします。14番から21番については、〇〇さんが立ち上げた会社の〇〇へ移譲します。面積は合計35,066

平方メートルです。

12ページは所有権移転です。1件で、1,674平方メートルです。〇〇さんが農業開発公社を通して、〇〇の若手のブドウ農家である〇〇さんへ売買を予定しています。

最後に13ページから19ページです。〇〇に関しての農用地利用集積計画です。合計69件、172筆、102,063平方メートルです。〇〇地区で土地改良を行っている〇〇工区の中の〇〇工区、約10ヘクタールについてです。この春に工事が終わる部分を、今まで無償契約だったものを、〇〇年の有償契約に切り替えて貸し付けを行います。配分予定者は〇〇経営体です。全て中間管理機構を通して、〇〇、〇〇、〇〇さん、〇〇さんに貸し出します。以上です。

議長 　　ただ今、農地利用集積計画について、事務局より説明がありました。ご意見、ご質問がありましたら出してください。

(柳澤委員挙手)

柳澤委員どうぞ。

柳澤委員 　　〇〇の集積した圃場の地図はありませんか。一覧表だけでは広さなどが分かりにくく、担当地域なので把握しておきたいのですが。

事務局 　　今のところ提供できるものではありません。

柳澤委員 　　今すぐという訳ではないので、後々いただければいいです。

議長 　　ほかにございますか。

(小川委員挙手)

小川委員どうぞ。

小川委員 　　〇〇さんが個人では広い面積の様ですが、合計はどのくらいですか。

事務局 　　〇〇だけで約〇〇ヘクタールです。外も含めると約〇〇ヘクタールです。

小川委員 　　〇〇の土地はどういう基準で割り振られたのでしょうか。条件の良い所なので、最初に申し込んだ人だけに権利が行ってしまうと、これからワイン用ブドウを栽培したいという人が県内外から来られると思いますが、市の計画としてはどのような計画になっているのですか。

事務局 　　平成29年度の1年をかけて、栽培者の方や県、JAなどによる選定委

員会で、まず市内のワインブドウ協議会の皆さんを中心に公募をし、面談や書類審査をして決定しています。市報でも決定した栽培予定者の方々をお知らせしてあります。それ以外の場所については新規就農者の受け皿として、〇〇が借り受け、公募の段階で就農できていない方にも、〇〇で研修した方が引き続き借り受けるという形になります。

柳澤委員 では、〇〇で研修を受け終わった人が、所有権移転で入られるという事ですか。

事務局 そのように予定をしています。

小川委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員 数年前から、ワイン用ブドウを作りたいという人が県内外からたくさん来られるようになり、優良農地の利用を考え、ドリフト問題などを考慮し、いくつかのワイン用ブドウ栽培の候補地を選定しました。その中で〇〇に決定しましたが、ワイン用ブドウの醸造に関しては農協としても経験が浅く、希望者を募り〇〇さんに研修場所を提供していただき、そこから就農者を育てて〇〇に入ってもらおうという方法を取っています。しかし、その方たちの栽培や生産がうまくいかず、辞めてしまうこともあるかと思えます。そういう時は農協がその農地について再生し、また次の人に貸し出すという事をします。〇〇の農地栽培者の選定については、〇〇関係者に偏らないようにしたいとも考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長 ほかにございますか。

それでは議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第4条の規定による届出について報告します。

番号1、〇〇です。施設の概要は、農業機械の格納庫敷地です。農地の〇〇平方メートルの内、〇〇平方メートルを利用するとの事です。以上、届け出がありましたので、報告します。

議長

ありがとうございました。届出についてという事ですので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、第6回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

よろしくお願いします。今回は新規の方がお二方です。

はじめに〇〇さん。目標とする営農類型は露地ブドウと水稻です。兼業農家から専業農家への移行という事で計画を立てられています。水稻については、地区の請け負いも将来的に考えていくという計画です。農業所得については、現状〇〇円のところ、目標は〇〇円です。労働時間は〇〇時間を〇〇時間に増やす目標です。規模については、有核巨峰を〇〇アールから〇〇アールに、無核の巨峰を〇〇アールから〇〇アールにそれぞれ減らします。ナガノパープルは〇〇アールから〇〇アールに増やします。瀬戸ジャイアンツを無くし、シャインマスカットを〇〇アールから〇〇アールに増やし、新種のクイーンルージュを新しく〇〇アール栽培する予定です。経営面積の合計は、〇〇アールから〇〇アールに増やします。機械は、コンバインを購入し、乾燥・調整施設を〇棟建てます。これにより、委託料の削減が成されます。労働力については、ご家族の労働力を見込み、あとは臨時雇用で計画を立てています。以上です。

議長

ありがとうございました。番号1の案件について、担当の小山肇治委員より補足説明をお願いします。

小山委員

お願いします。〇〇さんは現在、〇〇の〇〇です。父親が今年〇〇月に亡くなり、このたび定年退職にもなるので、父親の後を継ぎ、ブドウの栽培をする事にしました。現在、実面積で〇〇反歩ほど耕作しており、クイーンルージュを始めると〇〇反歩ほどになります。〇〇さんの父親は大変先進的な方だったので、すべての耕作地を施設化されています。冷蔵庫も農協が最初に導入した時期に導入し、今は〇台目です。周りから見ると羨ましい限りの設備を持っています。現在も〇〇に勤めながら朝の3時から働いてきた方なので、まったく問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかにご意見がありましたら、出してください。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

私からも一言申し上げます。小山委員より説明がありましたが、私もその通りと思っています。昔、同じ職場だったのでよく知っている仲です。勤めをしながらも父親の手伝いを一生懸命されてきました。奥さんも父親以上に熱心にブドウ作りを手伝っていました。このような熱心な方々がたくさんいるといいなと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ほかにございますか。

兼業農家から専業農家へという事ですが、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

続いて番号2の〇〇について、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請者は〇〇です。この会社は果樹を栽培しています。〇〇の会社ですが、今回東御市での施設化を考え、申請が出ています。本年度までは青年等就農計画認定新規就農者です。今回は認定農業者の申請です。経営改善の方向の概要は、ブドウ栽培が経営主体になっていますが、徐々にシャインマスカットに植え替えをしていきたいとの事です。また、天候に左右されないように施設化を進めていきたいとの事です。農業所得については、現状〇〇円のところ、目標は〇〇円です。動労時間は現状、目標とも〇〇時間です。農業経営規模の拡大に関する目標については、東御市だけについて説明します。現在無核の巨峰を〇〇アール露地栽培しています。これを〇〇アールに減らし、〇〇アールは施設化をしてシャインマスカットに替える予定です。生産方式の合理化に関する目標は、〇〇にビニールハウスを〇棟建てる予定です。作目・部門別合理化の方向に関しては、シャインマスカットを主体とした高収益品種へと植え替える目標です。経営管理の合理化の目標については、IoT、クラウドを使用して、現在手作業による情報入力の情報短縮をしていきたいという事です。農業従事態様等の改善目標については、人員確保によって年間休日確保したいとの事です。会社組織ではありますが、ご家族の労働力と、常時雇用、臨時雇用をそれぞれ増員して対応する計画です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは番号2の案件について、担当の小山肇治委員に補足説明をお願いします。

小山委員

お願いします。法人の申請です。〇〇の代表者である〇〇さんは、〇〇の若い〇〇です。なぜ東御市で認定農業者の申請をするのか伺ったところ、

〇〇の南にあるブドウ畑を施設化するために、今回申請をしたとの事です。多くの方から荒廃地の耕作をお願いされて、この規模になったとの事です。家族が中心で耕作していますが、父親も〇〇を退職した後に、耕作できなくなった水田で稲作を中心に耕作しています。本人は〇〇もあり、奥さんもまだ小さなお子さんの世話があり、実際はお母さんが中心でやっているそうです。耕作できなくなった農地の再生に力を入れている方です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今小山委員より説明がありました。ほかにご意見がありましたら出してください。

大変に若手で、荒廃地対策にも積極的に取り組んでおられるという事なので、頑張ってくださいと思います。

以上で議事は終了になりますが、全体を通してご意見、ご質問ありましたら、お出してください。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

先ほどの5条の案件に、〇〇隣の申請地の案件がありましたが、〇〇も何年か前に農振除外した場所に移転しています。条件を満たしているので除外をしなければいけないという事もありますが、それによって優良な土地が徐々に減っていくという危機感があります。私たちも慎重審議をしなければいけないと思いました。以上です。

議長

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにごございますか。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します

。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)